



鳥取県公報

平成 19 年 12 月 21 日(金)
第 7 9 5 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|---|
| ◇ 告 示 | 出納長の権限に属する事務の一部の委任 (1062) (指導管理課) 2 |
| | 大規模小売店舗の新設の届出 (1063) (経済政策課) 2 |
| | 保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (1064~1066) (森林保全課) 3 |
| | 境港管理組合規約の変更 (1067) (空港港湾課) 6 |
| | 指定居宅サービス事業者の指定 (1068) (東部総合事務所福祉保健局) 7 |
| | 指定介護予防サービス事業者の指定 (1069) (〃) 7 |
| | 土地改良事業の工事の完了 (1070) (東部総合事務所農林局) 8 |
| | 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (1071) (中部総合事務所福祉保健局) 8 |
| | 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (1072) (西部総合事務所福祉保健局) 8 |
| | 開発行為に関する工事の完了 (1073) (西部総合事務所生活環境局) 9 |
| ◇ 監査公告 | 監査結果に基づき鳥取県議会議長が講じた措置の公表 (7) 9 |
| ◇ 公 告 | 自衛官の募集 (防災危機管理課) 10 |
| | 保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (4 件) (森林保全課) 11 |
| ◇ 調達公告 | 落札者の決定 (教育委員会教育環境課) 17 |

告 示

鳥取県告示第 1062 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

平成19年度鳥取県被災宅地危険度判定士養成講習会に係るテキスト代の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県県土整備部技術企画課

課長補佐 中村 茂樹

3 委任期間

平成19年12月20日から同月28日まで

鳥取県告示第 1063 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 19 年 12 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニサン後藤駅前店

米子市米原 1480-2、1480-7、1480-15

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ユニサン 代表取締役 木下收二

米子市安倍 103-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ユニサン 代表取締役 木下收二

米子市安倍 103-1

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成 20 年 8 月 4 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,782.27 m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

- ア 位置 8 の書類に記載のとおり
- イ 収容台数 138 台（うち身体障害者用 4 台）
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 8 の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 60 台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 8 の書類に記載のとおり
 - イ 面積 146.19 m²
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 8 の書類に記載のとおり
 - イ 容量 50.99 m³
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 9 時（7 月及び 8 月の日曜日にあつては、午前 7 時 30 分） 閉店時刻 午後 10 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時 30 分から午後 10 時まで（7 月及び 8 月の日曜日にあつては、午前 7 時から午後 10 時まで）
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 3 か所
 - イ 位置 8 の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 9 時 30 分まで
- 7 届出年月日
平成 19 年 12 月 3 日
- 8 縦覧に供する書類
大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 9 縦覧に供する期間
平成 19 年 12 月 21 日から 4 月間
- 10 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目 220
鳥取県商工労働部経済政策課
米子市糺町一丁目 160
鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目 1
米子市経済部商工課
- 11 意見書の提出
米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第 1064 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成19年12月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河原町釜口字医王谷35、37から39まで、字奥醫王谷1473から1478まで、1479の1、1486、1487の1、1487の2、河原町稲常字宮ノ上ミ77の1、河原町佐貫字西山2010の4、2010の5、2010の7、2010の38、2010の40

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河原町谷一木字千倉山503の2・507の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字河田608の1、字天坪山1009の1から1009の3まで、1009の5、1019の1、1020の2、河原町和奈見字下モホウキ平567の1、河原町高福字高谷平702の2、702の4、702の5、702の8、字イソフ谷平703の6、703の7、河原町佐貫字大智谷1645の4、1645の14、字若桑谷1648の6（次の図に示す部分に限る。）、1648の7、1648の11、字向羅1866の2、字大谷1880の2、河原町釜口字下モ山1853の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第1065号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年12月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町河内字岡ノ上787、807、809、810、字下上野846、851、900、920、字下菅田1929の1、1929の2、1931の1、1932の1、1932の2、1932の4、1934の1、1935の1、1935の2、1936の1から1936の3まで、1937、1939の1、1939の2、1940の1、1941の1、1942の1、1942の2、1943の1、1943の2、1944の1、1945の1、1945の2、1946の1、1946の2、1947の1、1947の2、1948の1、1948の2、1949の1、1949の2、1950の1、1950の2、1952の1・1955の1・1956の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1956の2、1957、1958の2、1959、字上菅田1960の1、1976の1、1976の2、1976の4、字別所山4230、4231、4232、4256

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岡ノ上787、807、809、810、字下上野846、851、900、920、字別所山4230、4231、4232、4256

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町河内字上野谷1149の1から1149の5まで、1150の1、字飛田岸屋敷1234から1236まで、1249

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第1066号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年12月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字屋堂羅字式間谷1201の80、大字吉川字ヒレジ折橋1277の125、1277の136、1277の139、1277の142、1277の143、1277の154、1277の160(次の図に示す部分に限る。)、1283

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字根安字谷口下モ平533の8、533の12、大字諸鹿字金山851の7、字力子ヶ森906の3、大字吉川字柚ヶ谷1380から1382まで、1384から1389まで、1392の1、1393、大字三倉字登り立8の10、字船谷427の1、430、1389、1390、1391の9、字西河内奥1169の11、字瀧谷1393

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字三倉字ヲトシ35の1、35の2、字元結谷627の4、字西河内奥1171の55、大字淵見字カナチ702、字上河原732、大字若桜字椎ヶ谷905の3、字石屋開地1510の1、字古城谷1519の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 1067 号

境港管理組合規約の一部が次のとおり変更されたので告示する。

平成 19 年 12 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

境港管理組合規約の一部を変更する規約

境港管理組合規約の一部を次のように変更する。

次の表の変更後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 変 更 後 | 変 更 前 |
|--|--|
| (その他) 第18条 組合は、前条第2項第1号の規定によりそれぞれの県が経費を負担した施設（国直轄事業による施設及び地方財政法施行令（昭和23年政令第267号） <u>第37条第7号の港湾整備事業に係る施設</u> を除く。）より生ずる収入を、当該経費を負担した県に還付するものとする。 | (その他) 第18条 組合は、前条第2項第1号の規定によりそれぞれの県が経費を負担した施設（国直轄事業による施設を除く。）より生ずる収入を、当該経費を負担した県に還付するものとする。 |

附 則

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県告示第 1068 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 21 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

| 氏名（名称及び代表者の氏名） | 住所（主たる事務所の所在地） | 居宅サービス事業を行う事業所の名称 | 居宅サービス事業を行う事業所の所在地 | 居宅サービスの種類 | 指定年月日 |
|-------------------------------|----------------|-------------------|--------------------|-----------|-------------------|
| ひばり総合福祉株式会社 代表取締役 高田 禮子 | 鳥取市東町三丁目 141 | ひばり総合福祉株式会社 | 鳥取市東町三丁目 141 | 訪問介護 | 平成 19 年 12 月 20 日 |

鳥取県告示第 1069 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 21 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

| 氏名(名称及び代表者の氏名) | 住所(主たる事務所の所在地) | 介護予防サービス事業を行う事業所の名称 | 介護予防サービス事業を行う事業所の所在地 | 介護予防サービスの種類 | 指定年月日 |
|-------------------------------|----------------|---------------------|----------------------|-------------|-------------------|
| ひばり総合福祉株式会社 代表取締役 高田 禮子 | 鳥取市東町三丁目 141 | ひばり総合福祉株式会社 | 鳥取市東町三丁目 141 | 介護予防訪問介護 | 平成 19 年 12 月 20 日 |

鳥取県告示第 1070 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 21 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

| 事業主体 | 土地改良事業の名称 | 工事完了年月日 |
|------|--------------------------|------------|
| 鳥取市 | ため池等整備事業 玉津地区 農地防災 | 平成19年3月14日 |
| 鳥取市 | 農村振興総合整備統合補助事業 大和地区 暗渠排水 | 平成19年2月1日 |
| 鳥取市 | 基盤整備促進事業 下木原地区 農業用道路 | 平成18年3月30日 |

鳥取県告示第 1071 号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 21 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称 | 指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日 |
|----------------|----------------|--------------------------|---------------------------|-------------|-------------------|
| 社会福祉法人 あゆみ会 | 倉吉市海田西町二丁目 251 | トーゲン倉吉 | 倉吉市寺谷 331 | 短期入所 | 平成 19 年 12 月 20 日 |

鳥取県告示第 1072 号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 21 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称 | 指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日 |
|---------------|------------------|-----------------------------|------------------------------|-------------|-------------|
| 有限会社さくらケアサポート | 広島県広島市中区加古町13-12 | さくら・介護ステーションほほえみ | 米子市福市7-6 | 居宅介護、重度訪問介護 | 平成19年11月30日 |

鳥取県告示第 1073 号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 21 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成 19 年 10 月 31 日 鳥取県指令第 200700119698 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市外江町字道正堀
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市元町 25
株式会社ケンズホーム 代表取締役 遠藤 健司

監 査 委 員 公 告**鳥取県監査委員公告第 7 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、鳥取県議会議長から平成 18 年度に係る監査結果（平成 19 年鳥取県監査委員公告第 6 号）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成 19 年 12 月 21 日

鳥取県監査委員 石 差 英 旺
鳥取県監査委員 井 上 耐 子
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
鳥取県監査委員 伊 藤 保
鳥取県監査委員 稲 田 寿 久

監査結果に基づき鳥取県議会議長が講じた措置

| 監査の結果 | 講じた措置 |
|--|---|
| 政務調査費について、旅費の二重支給、図書代金の二重計上等、収支報告書に誤りがあり、その修正報告が必要となった者は15名であり、そのうち6名分が過大に支出されていた。 | 今年度の政務調査費の調査状況を踏まえ、出納簿や証拠書類との照合、確認を十分に行うよう事務局の調査体制の見直しを図ることとした。 |

また、政務調査費の使途や手続等を体系化した指針（ガイドライン）について、今回の監査の指摘を踏まえた項目、留意点等を追記するとともに、改めてすべての議員に指針の遵守を周知徹底することとした。

なお、指摘のあった事項に係る収支報告書の修正は、平成19年9月27日までに行われるとともに、収支報告書の修正に伴い新たに発生した残額については、同年10月22日までに全額返還された。

政務調査費返還額 55,374円

公 告

自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 97 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年度自衛官募集を次のとおり実施する。

平成 19 年 12 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官及び採用予定数
 - (1) 二等陸士：若干名（男性）
 - (2) 二等海士：若干名（男性）
 - (3) 二等空士：若干名（男性）
- 2 募集期間
平成 20 年 2 月 12 日（火）まで
- 3 試験期日、試験種目及び試験場
 - (1) 試験期日
平成 20 年 2 月 13 日（水）
 - (2) 試験種目
筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査（筆記式）及び身体検査
 - (3) 試験場
米子市両三柳 2603 陸上自衛隊米子駐屯地
- 4 合格発表予定
平成 20 年 2 月下旬
- 5 採用予定
平成 20 年 3 月下旬又は 4 月上旬
- 6 応募資格
平成 20 年 4 月 1 日現在で満 18 歳以上 27 歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法第 38 条第 1 項に定める欠格事由に該当しない者であること。
- 7 問合せ先

- (1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
- (2) 自衛隊鳥取地方協力本部（0857-23-2251）
- (3) 自衛隊鳥取募集案内所（0857-26-4019）
- (4) 自衛隊倉吉地域事務所（0858-26-2900）
- (5) 自衛隊米子地域事務所（0859-33-2440）

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 11 月 30 日付鳥取県告示第 988 号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

| | |
|-------|---------------------|
| 山本利三郎 | 鳥取市国府町清水字中尾 470 の 1 |
| 西尾 豊實 | 鳥取市国府町清水字横岩 230 |
| 山本 信治 | 鳥取市国府町清水字大場 465 の 1 |
| 寺嶋 繁治 | 鳥取市国府町清水字七廻り 445 |
| 西谷 勇吉 | 鳥取市国府町清水字柳坂 486 |
| 清水民重郎 | 鳥取市国府町清水字柳坂 487 |
| 西谷喜平次 | 〃 |
| 寺嶋 繁治 | 鳥取市国府町清水字ヒヨドリ尾 544 |
| 山本 徳藏 | 鳥取市国府町清水字方山 583 |
| 〃 | 鳥取市国府町清水字方山 584 |
| 山本利三郎 | 鳥取市国府町清水字南土居 558 |

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

| | |
|-------|-------------------|
| 中島 虎雄 | 鳥取市国府町上荒舟字学院平 432 |
|-------|-------------------|

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

| | |
|-------|------------------------|
| 中村 照壽 | 鳥取市国府町上地字上新田 646 の 3 |
| 〃 | 鳥取市国府町上地字上新田 646 の 4 |
| 細砂 勘次 | 鳥取市国府町上地字ヲロ谷河原 747 の 9 |
| 霜村 経茂 | 〃 |
| 大塚 泉 | 〃 |
| 谷口 喜春 | 〃 |
| 谷口 玉枝 | 〃 |
| 谷口 光春 | 〃 |
| 谷口 昇 | 〃 |
| 谷口 大蔵 | 〃 |
| 谷口 直敏 | 〃 |
| 谷口 稔 | 〃 |
| 谷口久三郎 | 〃 |
| 谷口健太郎 | 〃 |
| 谷口助三郎 | 〃 |
| 吉田 多吉 | 鳥取市国府町上地字子太ヶ田 776 の 7 |
| 吉田 勇吉 | 〃 |
| 吉田啓二郎 | 〃 |
| 細砂 勘次 | 〃 |
| 細砂 重吉 | 〃 |

| | |
|--------|---|
| 細砂清二郎 | 〃 |
| 細砂千代三 | 〃 |
| 森田源五郎 | 〃 |
| 森田峯太郎 | 〃 |
| 霜村 経茂 | 〃 |
| 霜村 虎松 | 〃 |
| 霜村 新蔵 | 〃 |
| 霜村 米二 | 〃 |
| 霜村 辨造 | 〃 |
| 霜村宇之太郎 | 〃 |
| 霜村千代造 | 〃 |
| 霜村太郎吉 | 〃 |
| 霜村長次郎 | 〃 |
| 大塚 忠義 | 〃 |
| 大塚長太郎 | 〃 |
| 大塚梅次郎 | 〃 |
| 谷口 ふて | 〃 |
| 谷口 亀松 | 〃 |
| 谷口 玉蔵 | 〃 |
| 谷口 健治 | 〃 |
| 谷口 時春 | 〃 |
| 谷口 周造 | 〃 |
| 谷口 勝蔵 | 〃 |
| 谷口 滝蔵 | 〃 |
| 谷口 辰造 | 〃 |
| 谷口 竹蔵 | 〃 |
| 谷口 米造 | 〃 |
| 谷口 辨蔵 | 〃 |
| 谷口喜次郎 | 〃 |
| 谷口健太郎 | 〃 |
| 谷口市十郎 | 〃 |
| 谷口助三郎 | 〃 |
| 谷口小市郎 | 〃 |

| | |
|-------|----------------------|
| 谷口長太郎 | 〃 |
| 谷口弥之助 | 〃 |
| 谷口与太郎 | 〃 |
| 中村 岩松 | 〃 |
| 中村 亀松 | 〃 |
| 中村 菊蔵 | 〃 |
| 中村 徳治 | 〃 |
| 濱田 秀蔵 | 〃 |
| 谷口 光春 | 鳥取市国府町上地字大平ル 909 の 1 |

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、
同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、
森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変
更予定の告示(平成 19 年 11 月 30 日付鳥取県告示第 989 号)の内容
(告示の内容)

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

| | |
|-------|--------------------------|
| 木島 繁彦 | 八頭郡若桜町大字茗荷谷字タキ谷 339 の 16 |
|-------|--------------------------|

| | |
|-------|--------------------------|
| 〃 | 八頭郡若桜町大字茗荷谷字タキ谷 339 の 17 |
| 〃 | 八頭郡若桜町大字茗荷谷字タキ谷 339 の 20 |
| 〃 | 八頭郡若桜町大字茗荷谷字タキ谷 339 の 21 |
| 〃 | 八頭郡若桜町大字茗荷谷字タキ谷 339 の 22 |
| 〃 | 八頭郡若桜町大字茗荷谷字タキ谷 339 の 23 |
| 〃 | 八頭郡若桜町大字茗荷谷字タキ谷 339 の 27 |
| 〃 | 八頭郡若桜町大字岩屋堂字寺山 363 |
| 木島 宣子 | 〃 |
| 永原 正年 | 八頭郡若桜町大字中原字花ノ木 1072 の 1 |

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

| | |
|-------|----------------------------|
| 山本 勇 | 八頭郡若桜町大字茗荷谷字屋敷廻り 156 の 3 |
| 山本 祐藏 | 八頭郡若桜町大字茗荷谷字上小坂 255 |
| 木島 繁彦 | 八頭郡若桜町大字茗荷谷字屋敷廻り上エ 331 の 7 |
| 隅田 邦男 | 八頭郡若桜町大字中原字下モン谷 1112 の 1 |

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備
え置いて縦覧に供する。〕

3 通知の掲示場所 若桜町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)笠田 保一の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る東伯郡湯梨浜町大字泊字丸山 1157 の土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 11 月 30 日付鳥取県告示第 990 号)の内容
(告示の内容)
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東伯郡湯梨浜町大字泊字丸山 1157
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、泊村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 通知の掲示場所 湯梨浜町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 11 月 30 日付鳥取県告示第 991 号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

| | |
|--------|-----------------------------------|
| 佐々木 豊 | 倉吉市大河内字汗干谷 685 の 2 |
| 佐々木雅彦 | 〃 |
| 佐々木清美 | 〃 |
| 佐々木万四郎 | 倉吉市大河内字汗干谷 686 |
| 佐々木 豊 | 倉吉市大河内字汗干谷 703 の 1 (次の図に示す部分に限る。) |
| 佐々木雅彦 | 〃 |
| 佐々木清美 | 〃 |

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 12 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 パソコン実習室装置賃貸借及び保守業務 2 式
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成 19 年 11 月 26 日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ソルコム鳥取支店
鳥取市岩吉 166-2
- 5 落札金額 月額 1,315,650 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 平成 19 年 10 月 16 日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県立鳥取工業高等学校
鳥取市生山 111